

令和6年
10月1日
から

高校生年代まで拡大します！

0~18歳(高校生等)※の

和光市にお住まいのお子さんへ、
保険診療にかかる医療費を市から助成します



通院・入院ともに助成対象

※在学の有無に関わらず、18歳になった年度の3月31日までが助成対象です。

| | 改正前 | 改正後 (10月1日診療分から) |
|------|----------------------|--------------------------------------|
| 対象年齢 | 0歳~15歳 (中学校修了前まで) | 0歳~ 18歳 (高校修了前 まで) |
| 助成対象 | 通院・入院 | 通院・入院 |

●原則出生後~高校生年代まで「子ども医療費助成制度」の対象となります。ただし、年度途中での転出、他制度適用、在留期限切れ、施設入所等による資格喪失の場合は資格喪失日までが対象期間となります。

●保険診療外の負担金については、助成対象外となります。

(例) 文書料(診断書など)、入院時食事等療養標準負担額、差額ベッド代 など

◇令和6年8月20日(火)までに登録申請書を提出いただいた方には、新受給資格証を令和6年9月下旬に送付予定です。

【問合せ】和光市 ネウボラ課 手当医療担当(市役所4階)
TEL 048-424-9140(直通)
平日8:30~17:15

▶市HP
「子ども医療費
助成制度」

